

防災イベントを実施します！

今年度も、しもっこフェスティバル(11月2日(土)開催予定)に出店し、地域の子どもたちに向けて、ペットボトルランタンづくりを実施します！



【概要】

日時:11月2日(土)
13:00~16:00
(開店時間は13:30から)
場所:志茂子ども交流館
内容:ペットボトルランタンづくり



▲完成イメージ



▲光らせたときのイメージ

災害時に
部屋全体を
明るく
することが
できるよ！



好きなスタンプやシールで
デコレーションしてオリジナルの
ペットボトルランタンをつくろう！

ボランティアを
募集しています！
※詳細は1ページの「事務局
問い合わせ先」までお尋ね
ください。

第44回志茂まちづくり協議会 報告

令和6年6月17日(月)に「第44回志茂まちづくり協議会」を志茂ふれあい館で開催し、約30名の方にご参加いただきました。

〈協議会の内容〉

- 志茂まちづくり協議会副会長 挨拶
- 令和6年度の活動について
 - ・活動スケジュール
 - ・防災イベントの開催
- 事業の進捗報告
 - ・不燃化特区の経過
 - ・道路拡幅の進捗率
 - ・無電柱化チャレンジ事業
- その他
- 主な意見



▲協議会の様子

- 地区不燃化率70%を目標値とし、直近5年間で5%上昇している。しかし、このままの推移だと目標まであと11~12年程度かかると思う。もう少し上向きにさせるために何か考えていることはあるか。
⇒**区回答**:新たな取り組みとして、今年度から耐火性能向上建築物への建替えの場合、工事費の一部に加算して助成をしている。
- 狭あい道路の整備について、私道を4m道路に拡幅整備した部分に対して、電柱や標識の移設に伴う助成制度等について検討してほしい。

防災性能と居住環境の向上を図り安全で住みよいまちづくりを目指して



志茂まちづくり ニュース

発行：北区防災まちづくり担当課

第63号
2024年10月

地区計画案（区域変更）説明会 第45回志茂まちづくり協議会 開催のご案内

地区計画案(区域変更)説明会と第45回志茂まちづくり協議会を同日に開催いたします。ご都合のつく方はぜひご参加ください。

日時 令和6年10月24日(木)

19:00~19:30(予定)
地区計画案(区域変更)説明会

19:45~20:15(予定)
第45回志茂まちづくり協議会

会場 志茂ふれあい館
ホールA・B(北区志茂1-34-17)



▲志茂ふれあい館 位置図

●第45回志茂まちづくり協議会

まちづくり協議会は、どなたでもご参加いただけます。今年度の活動などについて話し合います。みなさまのご参加をお待ちしております！

〈協議会のテーマ〉

1. 役員体制について
2. 今年度の活動について など

★志茂地区のまちづくりの内容は北区のHPからご覧いただけます。

志茂地区のまちづくり 検索



★事務局問い合わせ先

東京都北区防災まちづくり担当部 防災まちづくり担当課 担当：勝田、草間、高杉、森岡

【TEL】03-3908-9162 【E-MAIL】 bomachi-ka@city.kita.lg.jp

●地区計画案（区域変更）説明会

地区計画の区域の変更、変更に伴う今後のスケジュールについて、説明を行います。
※説明会の日時、会場はP1に記載

●地区計画変更(案)の縦覧・意見書の提出

地区計画案(区域変更)の内容は、下記の縦覧期間中、防災まちづくり担当課でご覧いただけます。期間中は北区webサイトでもご覧いただけます。

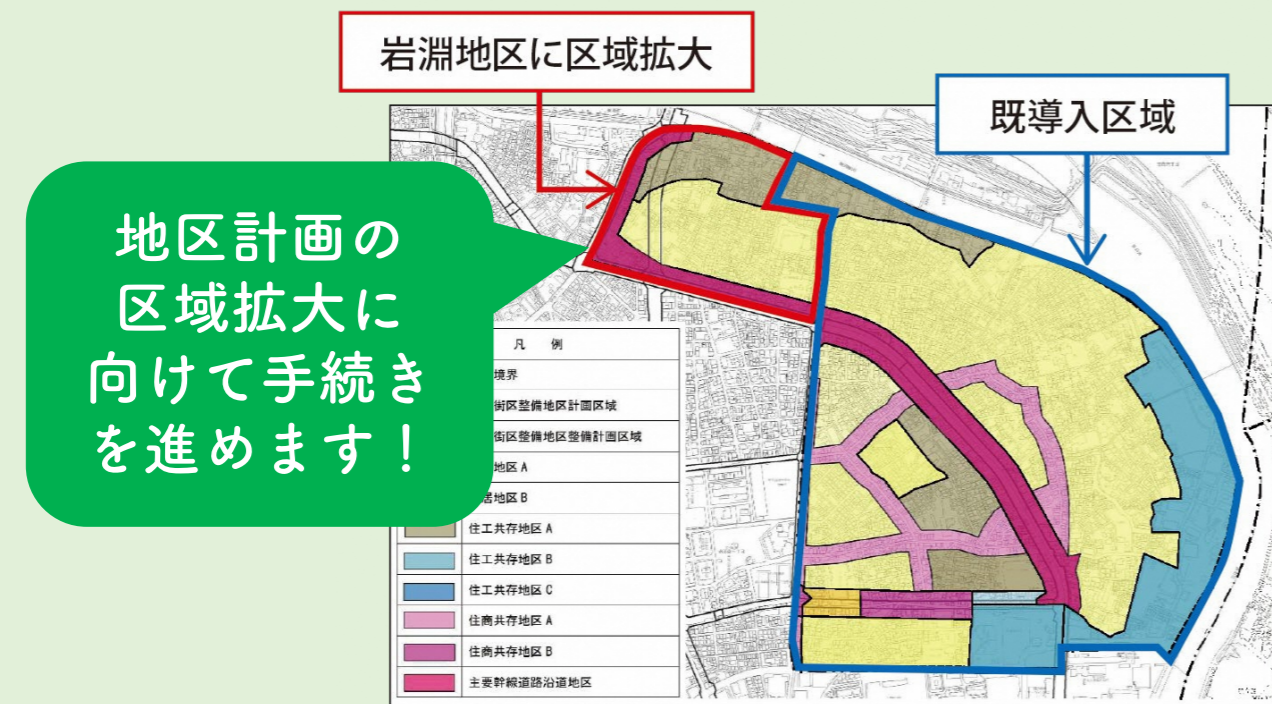
また、区域内に土地や建物を所有されている等の利害関係を有する方のうちご意見などがある方は、11月15日まで、防災まちづくり担当課に意見書の提出が可能です。

縦覧期間	11月1日(金)～11月15日(金) ※土・日・祝日を除く
意見書の提出期間	11月1日(金)～11月15日(金) ※土・日・祝日を除く
場所	区役所第一庁舎7階①番 防災まちづくり担当課

【地区計画の区域変更について】

志茂地区では、防災性の向上を目的に、すでに特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、「志茂地区防災街区整備地区計画」(まちづくりルール)が定められています。

この度、岩淵地区でも防災性の向上を図るため、志茂地区の区域に岩淵地区を追加するよう、地区計画の区域の拡大を行う予定です。

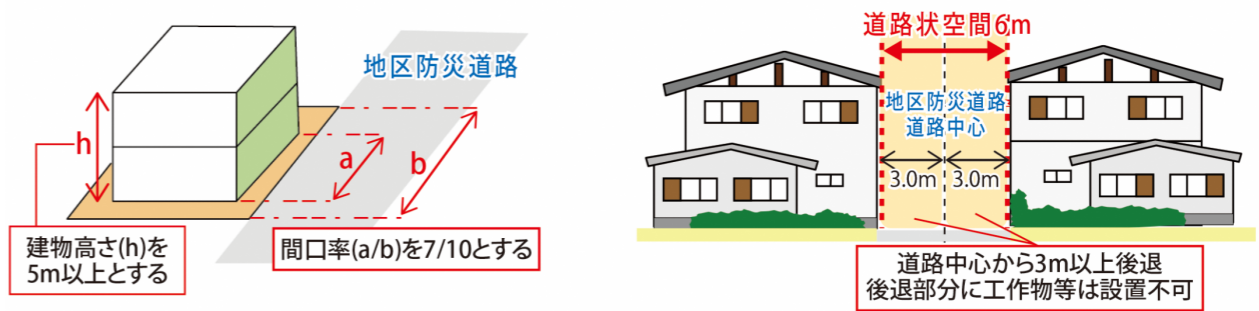


【まちづくりルールの内容】 志茂地区防災街区整備地区計画:平成27年12月決定

建替えのルール1 (地区防災道路沿道地区のみにかかるルール) :

■安全な避難路を確保するための建物の高さ・幅及び壁面の位置の制限

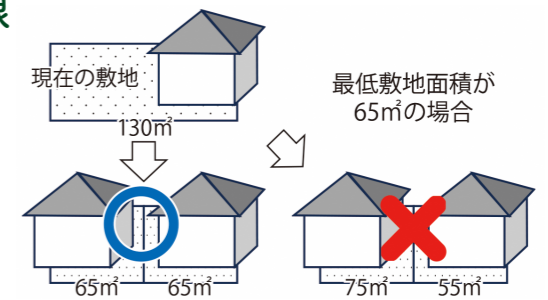
- 地区防災道路に面する建物は道路中心から3m以上後退して、後退部分には、避難・消防活動上支障となる塀、垣、さく、自動販売機等の設置を禁止し、幅員6mの道路状空間を確保します。
- 地区防災道路の道路中心から15mの範囲にかかる建物の高さは5m以上とします。
- 地区防災道路に接する建物の幅は敷地幅の7/10(間口率)以上とします。



建替えのルール2 :

■建物の密集を避けるための敷地面積の制限

- 敷地を分割する際の最低敷地規模について、北本通り沿道30mの範囲は80㎡(約24坪)以上とし、その他のエリアでは65㎡(約20坪)以上とします。
- ただし、すでに最低敷地規模を下回っている土地での建替えは可能です。あくまでも今後敷地が細分化されることを防止することが目的です。



建替えのルール3 :

■まちの健全な発展と住環境を守るため建物用途の制限

- 地区全域において、地域の風紀に著しい影響を及ぼす風俗営業等店舗施設等の建築を禁止します。



建替えのルール4 :

■良好な景観形成のための建築物の形態や色彩などの制限

- 地区にふさわしい落ち着いた街並みを実現するため、建替えに際しては、周辺環境に調和するよう建物の形態や色彩を誘導します。



建替えのルール5 :

■震災時の危険防止とまちの潤いを創出するためのブロック塀などの制限

- 道路に面した垣またはさくを設置する際は高さ50cm以上のブロック塀や万年塀を禁止し、生け垣や透過性のあるフェンス造とします。

